

身体障害者手帳（程度区分：1級～6級）

身体に障害のある方が各種福祉サービスを受けるため等に必要の手帳です。

※全ての申請について各申請書内に個人番号の記入が必要です。（対象者のみ）

身体障害者手帳の各種申請

項目		提出書類・添付書類 等	
新規申請	交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害部位ごとの所定診断書・意見書（指定医作成のもの） ・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚 ・ 印鑑 	
紛失したとき	再 交 付 申 請 書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚 ・ 印鑑 	
破損したとき		<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚 ・ 印鑑 ・ 破損した身障手帳 	
障害の程度が変わったとき 障害追加のとき		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在持っている身障手帳 ・ 障害部位ごとの所定診断書・意見書（指定医作成のもの） ・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚 ・ 印鑑 	
死亡等により必要なくなったとき	返 還 届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在持っている身障手帳 ・ 印鑑 <p>※ 手当等を受給している場合には、その失権届を提出してください。</p>	
住所・氏名が変わったとき	町外からの転入	居 住 地 等 変 更 届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在持っている身障手帳 ・ 印鑑 ・ 調査書
	町外へ転出		<ul style="list-style-type: none"> ・ 転出先で「居住地等変更届」を提出する等、手続きをお願いします。 <p>※ 手当等を受給している場合には、その失権届を提出してください。</p>
	町内の転居 氏名の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在持っている身障手帳 ・ 印鑑

※ 顔写真は、顔がわかればスナップ写真の切り抜きでも構いません。

※ 「指定医」…身体障害者福祉法第15条に基づく指定を受けた医師。

※ 所定の申請書、診断書等は健康福祉課福祉係に備えてあります。

※ 届出は、出来るだけ早くお願い致します。特に転居（転出）、氏名変更、死亡の場合は、1ヶ月以内に手続きを済ませるようにお願い致します。

顔写真
大きさの目安

【問い合わせ先・申請窓口】

町保健福祉総合センター内

健康福祉課福祉係

TEL 80-3300